

～睦沢町部活動ガイドライン～

睦沢町教育委員会

令和2年12月

ガイドライン策定の趣旨

(1) 社会性・道徳性を育てる

○部活動は、さまざまな支えがあって行うことができる活動であり、支えてくれている全ての人・物に感謝する気持ちを持ち、挨拶・礼儀・マナー・生活環境を整えること等、社会性・道徳性を育てる。

(2) 自治的な活動を営み、よりよい人間関係を作る。

○自主的に練習計画や方法を創意工夫することにより自主性を育て、技能を体得させ、望ましい活動を営むことを目指すものである。

○町教育委員会は、部活動を一層有意義な活動とするための指針として、スポーツ庁から出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁から出された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び千葉県から出された「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」、近隣市町村のガイドラインを参考に、本ガイドラインを策定した。

(3) 地域の資源・人材を生かす

○総合型地域スポーツクラブ（陸沢ふれあいスポーツクラブ）と連携し、専門的な指導者の下で体力や技術の向上を目指す。

(4) 学校における働き方改革を推進する

○持続可能な部活動体制の維持と働き方改革の推進の両立を目指す。

1 学校教育における位置付けと意義

(1) 部活動の位置付け

○中学校学習指導要領（平成29年3月）の第1章総則、第5、1のウでは、次のように示されている。教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意する。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする。

(2) 部活動の意義

○スポーツや文化等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって親しんでいく生活の基盤づくりをする。

○個性や能力の伸長及び技能や体力の向上を図り、自己存在感を高める。

○自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。

- お互いの考えや立場を尊重する態度を培い、スポーツのルールを守ることの大切さを
知り、社会性や規範意識を身に付ける。
- 所属意識や愛校心を育て、同年代や異年齢間での好ましい人間関係を構築する。このよ
うに、部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力
の育成を実現させる。

(3) 配慮すべき事項

- 学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要があり、全職員の共通
理解・協力体制のもと、次の点に配慮した運営に当たる。
- 職員会議等で、全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と
部活動顧問（以下「顧問」という。）や顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織
的に取り組むことが大切である。
- 部活動を通じた生徒理解に努めるとともに、発達段階に応じて能力・適性を見極め、そ
の都度健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心がけることが大切である。
- 保護者や関係団体等との連携を図りながら部活動を活性化させ、地域に信頼される学
校づくりを進めることが大切である。また、留意点としては、大会やコンクール、発表
会等（以下「大会等」という。）で勝つことや好成績のみを重視し、過重な練習を強い
ることがないようにすること、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むためのバラ
ンスの取れた運営と指導をすることなどがあげられる。
- 教職員の勤務時間の適正という観点から活動日、活動時間については学校全体を見て
適切に定める。（運用する。）

2 部活動の在り方に関する方針

(1) 本方針の扱い

- 本ガイドラインは、陸沢中学校の部活動を主な対象とする。なお、小学校段階において
も本ガイドラインを適宜適用し、さらに児童の心身の発達の程度に配慮する。

(2) 適切な運営のための体制整備

ア 方針の策定

- 校長は、本ガイドラインに則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、毎年度見
直しを行う。また、「学校の部活動に係る活動方針」と、顧問が作成した年間の活動計
画及び毎月の活動計画は、部活動保護者会等で公表する。

イ 指導体制の構築

- 校長は、生徒の発達段階を考慮した上で、生徒が部活動と学業を両立できるような部活
動運営を推進するとともに、家庭生活とのバランス調整を図れるようにする。顧問の決
定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施されるよう教員の分掌や経験を考慮
しながら、できるだけ複数顧問を配置し、全職員で取り組む体制を整える。

○町教育委員会は、部活動指導員（*1）の任用について環境の整備に努める。任用に際しては学校の指導方針等を説明して理解を得られるように努める。

○*1 学校教育法施行規則第 78 条の 2 に「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。」（平成 29 年 4 月 1 日施行。）と明記され、部活動指導員は、学校職員として部活動の顧問に就任し、実技指導や大会等への単独引率等ができることが制度化されている。

（３）効果的な活動の推進

ア 適切な指導

○部活動は、生徒が豊かな学校生活を送りながら、社会性や規範意識を向上させるなど人格的に成長させることを目指すものである。

○顧問は、生徒の多様なニーズに応え、一人一人が自己実現できるよう、柔軟な運営に努める。また、科学的な根拠や専門的な知識による指導、生徒の自主性を生かす指導を心がける。

イ 体罰の根絶等

○体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、許されるものではない。

○顧問は、勝利至上主義に偏り、過度な練習や行き過ぎた指導に陥ることのないよう、日頃から十分注意する。校長は、全職員で共通理解のもと、言葉の暴力を含む体罰の根絶を徹底する。また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう併せて配慮する。

（４）適切な休養日等の設定

○部活動における活動時間及び休養日については、生徒の生活のバランスや将来的な成長を見据え、教育的な配慮をもとに適切な設定を行う。

ア 適切な活動時間

○平日の活動時間については、1 日当たり 2 時間程度を原則とし、暗くならないうちに自宅に到着できるように、日没時間に合わせて終了時刻を設定する。

○土日や長期休業中の 1 日の活動時間については、3 時間程度の活動を原則とする。

○朝練習については、保護者の負担を考慮し、必要に応じて活動時間を設定する。ただし、事前に学校長の承認を得て、活動には必ず顧問がついて指導する。

○気温の高い時期については、活動の時間帯及び活動時間を考慮する。

○自然災害等の警報が発令される恐れがある場合は直ちに活動を休止する。

○平日の終了時刻は完全下校の 10 分前には活動を終え、下校準備をする。（完全下校時間厳守）

イ 休養日

- 週当たり2日以上の休養日を設けることを原則とする。(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。土日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 土日長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとし、家族との触れ合いや外出等を十分に考慮し、ある程度まとまった休養期間を設定する。
- 原則、土曜日、日曜日のいずれか1日休みとする。大会等で1日活動する場合は、平日に休止日を設定する。
- 長期休業中(夏・冬)は最低5日間の連続した休止日を設定する。
- 定期試験等の前は、学習に集中する環境を整えるため、学校全体で一定期間、休養日を設ける。

(5) 環境の整備

ア 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- 価値観の多様化した現代において、技術向上を目指す者、楽しみながら活動したいと考える者、趣味としてとらえる者等、生徒や保護者の部活動に関するニーズは様々である。このような中、季節ごとに異なる運動や文化的活動、レクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことも視野に入れて検討する。

イ 少子化への対応

- 校長は、生徒や教員の数、施設面等を踏まえて部活動数等が適正であるか検討し、見直していく。

ウ 地域との連携等

- 町教育委員会は、地域の運動系及び文化系団体等との連携を密にし、学校と地域が協働・融合した形での環境の整備を進める。さらに、部活動指導員による単独引率や外部人材の活用などの運営の在り方に関する関連規定の整備を進める。
- 総合型地域スポーツクラブ(睦沢ふれあいスポーツクラブ)との連携を推進し、各部活動に関する専門的な指導を受けられるよう、部活動指導員のみならず、専門的な指導力を備えた外部指導者の活用も進める。

エ 大会及び対外試合について

- 校長は、大会等の参加について生徒や顧問の過度な負担とならないように精査する。また、部活動指導員及び外部指導者の大会でのコーチとしての参加については、中学校体育連盟等の規定に従って申請をする。
- 対外試合や大会に参加する場合は、指定の様式に記入し、部活動担当に提出する。

3 学校及び顧問の役割

(1) 活動目標及び活動計画等の作成

- 顧問は、部活動の目標や経営方針を示し、年間を通して計画的な活動ができるよう年間の活動計画を立てる。また、毎月の活動計画を立てて生徒や保護者に活動内容の周知を図る。毎月の活動後には、活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成する。各活動計画及び活動実績は、校長に提出する。様式については、学校の様式による。（※別紙：参考様式1・2）
- 部活動対外活動については、校長に許可を得て、大会等終了後、速やかに結果を報告する。様式については、学校の様式による。（※別紙：参考様式3）
- 校長は、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動できるようにするとともに
- 4月中旬頃に部活動年間計画を作成し、各家庭に配布する。また、毎月練習計画についても前の月の25日頃までに作成し、各家庭に配布する。

(2) 運営上の留意事項

ア 指導上の配慮

- 部活動の運営に当たっては、生徒が主体的、意欲的に取り組むことができるよう雰囲気づくりや心理面での指導の工夫、安心して活動できる環境を整備することが大切である。
- 顧問は、生徒の良いところを見付けて伸ばしていく肯定的な指導や叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。顧問の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要である。また、生徒の活動状況をよく観察し、疲労や精神の状況をしっかりと把握することが重要である。部長等、特定の生徒に過剰な負担がかからないようにすることも必要である。
- 原則指導者のいない活動は認めない。

イ いじめ等の防止

- 部活動は複数の学年が参加することや同一学年でも異なる学級の生徒が参加する活動である。顧問は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要である。

ウ 会計の取扱

- 顧問は、物品の購入や大会参加費等の徴収など金銭に関わることについて、事前に校長の許可を得るとともに、会計報告等の作成により保護者への説明を丁寧に行う必要がある。また、領収書等の保管についても、学校としてルールを設け、適切に対応することにより、説明責任を果たせるようにする。

(3) 保護者との連携

○校長は、保護者の理解や協力を得るために、学校体制で部活動保護者会や部活動公開を実施する。文化部の活動では、学校公開の機会等を利用し、作品や活動の成果を積極的に公開するよう努める。また、活動計画等の情報を早めに提供し、保護者の意見や考えも把握するとともに、遠征や物品の購入等必要経費の説明を必ず行い、大会の応援など保護者への過度な協力要請にならないよう配慮する。

○急な活動の変更を保護者に伝えるために、連絡網を作成し連絡事項を全員に周知させる。

○常に保護者との信頼関係構築に努め、協力関係の維持に努める。

(4) けがや事故の防止

ア 発達段階に応じた指導

○部活動中の事故やけがを防ぐために、顧問は、生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握して無理のない練習とし、体調等に優れない場合は、顧問に申告できる雰囲気づくりに努める。また、顧問は、できる限り活動に付いて生徒の安全を確保する。また、当日の環境条件や生徒の体調等の確認、近年の温暖化による熱中症への対応も必要である。

イ ルールの徹底

○生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身に付けさせ、自分や仲間の安全を守れるようにする。事故防止のために種目の特性に合った守るべきルールを定め、機会を捉えて繰り返し確認をすることにより徹底を図る。

○学校外で活動する際、顧問もしくは代わりに責任を持てる者が付き、生徒だけで活動することがないようにする。また、大会等で学校外の場所へ移動する際、顧問等の引率責任者が付くことを基本とする。

ウ 施設・設備の点検

○施設・設備や用具の管理には万全を期し、日常的な安全の確認や点検に努める。また、部として施設や用具を大切にする意識を高め、小さな不備も見落とさない視点を養成する。

エ 校内体制の整備

○けが人や病人、また、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておく。けが人や病人の発生から手当てや管理職への報告、医療機関や保護者への連絡、記録の保存等校内体制の整備、AEDを含む応急処置など職員間の共通理解を図る。

○顧問が、止むを得ず不在（会議等）となる場合は、他の顧問への依頼体制や無理のない練習内容の指示等ができるような指導体制を整え、事故防止に努める。

オ 知的財産権等の配慮

○音楽や芸術に関する知的財産権や肖像権などについては、必要に応じて関係する教科の学習において触れることとされているが、文化部活動においても、こうした知的財産権や肖像権などについて配慮した指導を行うことが大切である。

カ 下校時の指導

○下校時の生徒指導には十分配慮する。完全下校の時間を厳守とする。

4 感染症による対応

○感染症に備え常日頃から手洗い、うがい徹底して行う。また、必要に応じて使用した場所や用品等の消毒を行う。

○感染症が流行の時期は道具、用品のシェアは行わない。

○部内や校内での感染者が増えた場合、学校長の判断により活動を休止することができる。発熱等体調が悪い場合、活動の参加を控える。

○感染が疑われる場合は養護教諭又は、学校医に相談受診する。

○上記以外のことについては、国、県、町の感染症対策ガイドラインに準ずる。

学校医一覧

学校名	科目	病院名	電話番号	住 所（備 考）
睦沢小・睦沢中	内科	睦沢診療所	44-2236	睦沢町上市場1504
睦沢小	内科	もといハッピー クリニック	36-3537	長生村一松乙 2005-47
睦沢小・睦沢中	耳鼻科	矢原耳鼻咽喉科 医院	22-6677	茂原市高師町2-7-2
睦沢小・睦沢中	眼科	岡田眼科医院	42-3529	一宮町一宮3117

おわりに

本ガイドラインをもとに、町教育委員会や関係機関、学校、生徒や保護者、また、関係団体や地域等が知恵を出し合い、部活動に対する意識を変えながら、持続可能な部活動の体制を構築していく必要があります。長期的には、学校単位の部活動から、地域単位の部活動も視野に入れた体制づくりを目指します。このような中、各学校においては、実態に応じて、効率的で効果的な部活動指導が行われるよう工夫を凝らし、指導者の資質向上も図りながら、生徒にとって適切な部活動の運営に努めます。また、部活動の指導によって顧問である教員の過度の超過勤務を招くことや、過労の原因となることのないように校内での分担、指導体制を整えるとともに、管理職は勤務の実態を的確に把握し、指導するように努めます。

(参考様式 1 : 年間活動計画)

部指導計画

睦沢町立睦沢中学校

顧問名

1 指導目標

2 指導の重点(目標達成への具体的な手段)

3 年間指導計画

月	月別指導目標
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

4 その他 配慮事項

5 練習メニュー

(参考様式2: 月活動計画)

月 部 練習予定表

日	曜	学校行事	朝練	練習時間	備 考
1	土				
2	日				
3	月				
4	火				
5	水				
6	木				
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				
11	火				
12	水				
13	木				
14	金				
15	土				
16	日				
17	月				
18	火				
19	水				
20	木				
21	金				
22	土				
23	日				
24	月				
25	火				
26	水				
27	木				
28	金				
29	土				
30	日				

(参考様式3:部活動対外許可及び報告)

部	印	校長		教頭		係	
---	---	----	--	----	--	---	--

部活動対外活動許可および報告

(小中体連 協会 連盟 練習試合 その他)

日 時		月		日		曜日	
引率教諭氏名・印				印			印
場 所							
大 会 名							
主 催 者 (責 任 者)							
交 通 手 段							

結果報告(大会のみ記入)

No	学級	氏 名	No	学級	氏 名
1			17		
2			18		
3			19		
4			20		
5			21		
6			22		
7			23		
8			24		
9			25		
10			26		
11			27		
12			28		
13			29		
14			30		
15			31		
16			32		